

平成 18 年 4 月 14 日

各 位

東京都港区六本木六丁目 1 番 20 号
 株式会社ワイズテーブルコーポレーション
 代表取締役社長 金山 精三郎
 (コード番号: 2798 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役副社長 庄司 靖
 (03 - 5412 - 0065)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 14 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 5 月 28 日開催予定の第 7 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 5 月 28 日
2. 定款の一部変更の趣旨及び目的
 - (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。

定款に記載されているとみなされている事項(取締役会、監査役を置く旨、株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨)につき、それぞれ変更案第 4 条(機関)、第 7 条(株券の発行)、第 9 条(株主名簿管理人)にその規定を置くものであります。株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆さまへ当該事項に係る情報を提供したものとみなされるようになったことに伴い、株主総会においてより充実した情報を開示できるよう、第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会の書面議決が認められるようになったことに伴い、経営の効率を高めるため、第 21 条(取締役会の決議の省略)を新設し、全取締役が同意し、かつ、全監査役に異議がない限り、書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものとみなす規定を置くものであります。

取締役および監査役が、職務の遂行に当たり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようにするため、また、社外からの有用な人材の招聘を可能にするため、変更案第 26 条(取締役の責任免除)および第 27 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第 26 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
 - (2) その他全般にわたり、構成の整理、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数および項数の調整を行うものであります。

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|----------------------|-----------------------|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| 第 1 条 ~ 第 3 条 [条文省略] | 第 1 条 ~ 第 3 条 [現行どおり] |

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、70,560株とする。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人) 第7条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。 2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在</u></p> | <p>(機関) 第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は</u>、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、70,560株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: right;">[削 除]</p> |
|---|--|

の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者又は同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主若しくは登録質権者又は端株主とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 10 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

[新 設]

(招集権者及び議長)

第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

[新 設]

(決議)

第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2. 商法第 3 4 3 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 [現行どおり]

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

| | |
|---|--|
| <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役、監査役及び取締役会</p> <p>(取締役及び監査役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする。</p> <p>(取締役及び監査役の選任)</p> <p>第16条 当社の取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役及び監査役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p> | <p>[削 除]</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第17条 [現行どおり]</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第18条 取締役および監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 [現行どおり]</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第21条 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>(代表取締役) 第19条 取締役社長は、会社を代表する。 2. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(役付取締役) 第20条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会議事録) 第21条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第22条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役及び監査役報酬) 第23条 取締役及び監査役報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> <p style="text-align: center;">[新 設]</p> | <p>(代表取締役) 第22条 [現行どおり] 2. 前項のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">[削 除]</p> <p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役および監査役報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(監査役責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> |
|---|---|

第 5 章 計 算

(営業年度及び決算期)

第 24 条 当社の営業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とし、毎営業年度末日を決算期とする。

(利益配当)

第 25 条 当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。

[新 設]

(中間配当)

第 26 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下、「中間配当」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 27 条 利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。
2 . 未払の利益配当金及びに中間配当金には利息をつけないものとする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 29 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2 . 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 31 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2 . 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

以 上